

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		行政財産の使用許可
根拠法令及び条項		君津都市広域市町村圏事務組合財務規則第231条
標準 処理 期間	根拠条項	
	設定等年月日	
	標準処理期間	15日以内
審査 基準	根拠条項	君津都市広域市町村圏事務組合財務規則第227条及び第229条まで
	参考事項	
	設定等年月日	平成5年3月29日
	<p>【基準】</p> <p>1 行政財産の使用許可の範囲</p> <p>(1) 職員及び当該行政財産を利用するもののため、食堂、売店その他厚生施設の用に供する場合</p> <p>(2) 学術調査、研究その他の公共目的のため、講演会又は研究の用に短期間供する場合</p> <p>(3) 公益事業の用に供するため管理者がやむを得ないと認める場合</p> <p>(4) 国、他の地方公共団体又は公共団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合</p> <p>(5) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める場合</p> <p>2 行政財産の使用許可期間</p> <p>(1) 行政財産の使用許可期間は、1年以内とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に規定する使用許可期間は、これを更新することができる。この場合において、使用許可期間は、同号による。</p> <p>3 行政財産の使用許可の条件</p> <p>(1) 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。</p> <p>(2) 第三者に使用させてはならないこと。</p> <p>(3) 使用目的以外に使用してはならないこと。</p> <p>(4) 使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了したときは、速やかに原状に回復して返還すること。ただし、管理者が特に認めた場合は、原状に回復しないことができる。</p> <p>(5) 前4項に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める事項</p>	